

岐阜市福障号外
令和 8 年 5 月 18 日

指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
指定障害児通所支援事業所等運営法人代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金の交付申請について

日ごろから、岐阜市の障がい福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、原油価格や物価の高騰が続いている状況を踏まえ、負担が増大している社会福祉施設等の運営を支援するため、今年度においても岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うこととしました。

つきましては、指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人等において、補助金の申請を希望される場合は、下記事項及び岐阜市ホームページに掲載の岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）をご一読の上、申請書をご提出ください。

（本通知は、本市に登録されている電子メールアドレスに送付しているほか、周知のため郵送でも送付しております。）

記

1 補助対象事業者

①～④の要件全てを満たす事業者が補助対象事業者となります。

【要件】

①基準日（令和 8 年 3 月 31 日）時点において、下記に掲げる「施設・サービス種別」の事業所を岐阜市内で有し、1人以上の利用者に対してサービスを提供していること。

施設系： 施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホーム

短期入所： 短期入所（空床利用型を除く。）

通所系： 療養介護、生活介護、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター（障害者デイサービス）、日中一時支援（空床利用型及び空床利用型の短期入所の併設型を除く。）

訪問系： 「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援」、「計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援」、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、訪問入浴、自立生活援助

②国、独立行政法人、県、市、一部事務組合又は指定管理者が管理運営する事業所でない

こと。

③申請日時時点で事業所を廃止していないこと。

④基準日及び申請日時点の両日において事業所を休止していないこと。

2 補助対象経費、補助金の額

【補助対象経費】

原油価格や物価の高騰により、運営に必要な光熱費等（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油）の経費を対象とします。

【補助金の額】

要綱の別表（2の表）をご確認ください。

3 申請手続

申請様式については、岐阜市ホームページよりダウンロードしてください。なお、ホームページには申請に関するQ&Aも掲載しています。

（岐阜市ホームページ）岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金について

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1031216.html>

岐阜市トップページ>健康・福祉>介護保険>介護サービス事業者の方へ

【提出書類】

- ・岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・振込先金融機関口座の確認書類の写し

（書類作成における注意事項）

- ・補助金交付申請書（様式第1号）の「法人名」には、岐阜市から事業所の指定を受けている法人名を記載してください。事業所の名称は記載しないでください。
- ・「代表者職氏名」には、肩書も記載してください。

（例）株式会社 → 代表取締役 ○○○○

社会福祉法人 → 理事長 ○○○○

- ・補助金内訳書（様式第3号）には、岐阜市内に所在する全ての事業所（「1 補助対象事業者」【要件】②、③及び④を除く。）を記載してください。事業所ごとでの申請はできません。
- ・複数の事業所を運営している場合は、漏れのないよう記載してください。
- ・同一の事業者が同一住所地において、要綱別表に掲げるサービスを複数実施している場合は、それぞれ別の施設等とみなします。

（例）生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所の場合

生活介護 → 補助金の上限額 1万7千円

就労継続支援B型 → 補助金の上限額 1万7千円

- ・「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援」及び「計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援」については、それぞれ1事業でも該当す

れば補助金の交付対象とみなします。

(例 1) 計画相談支援を実施する事業所

計画相談支援 → 補助金の上限額 7 千円

(例 2) 計画相談支援及び障害児相談支援を実施する事業所

計画相談支援
障害児相談支援 → 補助金の上限額 7 千円

- ・振込先金融機関口座の確認種類の写しについては、「金融機関名・本支店名・預金種目（普通・当座）・口座番号・口座名義人、口座名義人のフリガナ」が確認できる部分が必要です。

【申請方法】

- ・LoGo フォームから申請

<https://logoform.jp/form/BcLm/940675>

【提出期限】

令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 5 時まで（必着）

※期限後に提出された場合、補助金の交付はできません。

4. 留意事項

- ・補助金に係る根拠書類（領収書等の令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの光熱費等の額が確認できる書類等）については、必ず保管し、本市から求めがあった場合には速やかに提出してください。
- ・必要に応じて行う現地調査等を行う場合があります。
- ・補助金に係る不正行為等が認められた場合においては、交付決定の取消し等を行いますのでご注意ください。

（決定の取消し）

第 19 条 市長は、補助事業者が補助事業等に関して次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (4) 第 5 条の 2 各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第 20 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 21 条 補助事業者は、第 19 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

問合せ先 岐阜市福祉部障がい福祉課
指導係 大塚、森、森瀬、郷
TEL : 058-214-2136 (指導係直通)
Email : fj-shougai-shidou@city.gifu.gifu.jp
※メールでの申請受付はしていません。